

プラットフォームサービスに関する研究会（第23回）

1 日時 令和3年2月25日（木）13時00分～15時30分

2 開催場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1） 構成員

宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、大谷構成員、崎村構成員、手塚構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、森構成員、山本構成員

（2） オブザーバ・発表者

個人情報保護委員会事務局参事官 赤阪 晋介

（一財）マルチメディア振興センター プロジェクト企画部長 松崎 薫

ヤフー株式会社 政策企画部 マネージャー 畠山 寛希

Facebook Japan株式会社 公共政策本部 部長 小俣 栄一郎

Google合同会社 Head of information and content policy Jean Jacques Sahel

公共政策・政府渉外部 マネージャー 山口 奈々子

LINE株式会社 公共政策室 副室長 青木 幸太郎

Twitter Japan株式会社 公共政策本部長 服部 聡

（一社）セーフティーインターネット協会 専務理事 吉田 奨

（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構 専務理事 江口 清貴

事務局長 藤川 由彦

違法・有害情報相談センター センター長 桑子 博行

法務省人権擁護局参事官 唐澤 英城

（3） 総務省

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課長、梅村データ通信課長、片桐消費者行政第一課長、豊島情報通信政策課長、小川消費者行政第二課長、丸山消費者行政第二課課長補佐、中川消費者行政第二課課長補佐、萩原消費者行政第一課課長補佐

4 議事

- (1) 事業者ヒアリング（ヤフー、Facebook、Google、LINE、Twitter）
- (2) 事業者団体ヒアリング（セーフティーインターネット協会、ソーシャルメディア利用環境整備機構）
- (3) 政策パッケージの進捗状況について（事務局）
- (4) 違法・有害情報相談センターに寄せられている相談状況および関連機関との連携について（違法・有害情報相談センター）
- (5) 法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率について（法務省）
- (6) 自由討議
- (7) その他

【宍戸座長】 本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、プラットフォームサービスに関する研究会（第23回）会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

それでは、まず事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございます。よろしくお願いたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局、総務省の中川でございます。

では、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

本日の会議の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々におかれましては、御発言に当たっては名前を必ず冒頭に言及いただきますようお願いいたします。

ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにいただき、また、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくよう、お願いたします。それを見て、座長から発言者を指名させていただきます。なお、1点、留意事項ですが、本日、グーグル様にも御参加いただいておりますが、本国から出席をいただいている方がいらっしゃいます関係で、先方のほうで同時通訳を行っております。

このため、特にグーグル様に関する御質問がある場合には、最初に「グーグル様あての質問です」ということを一言言及いただいてから、日本語でももちろん構いませんので、日本語で質問等をお願いいたします。

発言が終わりましたらマイクオフに戻していただくようお願いいたします。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で、随時、事務局や座長宛てに連絡をいただければ、対応させていただきます。

本日の資料は非常に多数となっておりますが、本体資料は資料1から資料9まで、参考資料について1から9までを御用意しております。

資料についての注意でございますが、資料1-2のフェイスブック様の説明資料につきましては全てが構成員限りという扱いになっております。また、資料1-3のグーグル様御提出のヒアリングシート、及び資料5の法務省様の資料につきましては、一部構成員限りの情報が含まれております。構成員の方々におかれましては、別途、構成員限り資料を御用意しております。

本日、会議時間は15時までを予定しておりますが、大変議事が多い関係上、最大15時半まで延長の可能性がございます。もともと15時までと予告しておりましたところ、恐れ入りますが、御都合がつく限りは参加いただければと存じます。

注意事項は以上になります。

なお、本日、木村構成員及び山口構成員が御欠席と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくをお願いいたします。

【宍戸座長】 座長を仰せつかっております宍戸でございます。本日は、よろしく御願いたします。

まず、構成員の追加について御連絡を申し上げます。資料8にあります開催要綱では、「座長は、必要があるときは、必要と認める者を本研究会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。」という規定がございます。この規定を適用いたしまして、今回より山本龍彦慶應義塾大学教授に新たに構成員に加わっていただきたいと考えて、御快諾をいただきました。

それでは、山本構成員から簡単に御挨拶をお願いいたします。

【山本構成員】 今、御紹介いただきました慶應大学の山本と申します。

私は、専門が憲法学ですが、情報プライバシーや、SNS等の言論環境などに関心があって、これまで研究してまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 山本構成員、ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

本研究会では、昨年8月に、インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言を取りまとめたところです。本日は、この点に関するフォローアップを行わせていただきたいと思います。

まずは、国内外のプラットフォーム事業者5者及び事業者団体2者から、誹謗中傷を含めた違法・有害情報に対する取組について、昨年9月以降の進捗状況について御発表いただき、それらに対する質疑を行わせていただきたいと思います。質疑を1回入れた後、事務局から、昨年9月に公表した政策パッケージに関する取組の進捗状況について御発表いただきます。これに関して、違法・有害情報相談センターから、違法・有害情報相談センターに寄せられている相談状況及び関係機関との連携について、続けて法務省から、法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率について御発表をいただき、それらに対する質疑を行いたいと思います。

その後、全体を通じた自由討議として、構成員の皆様から御意見等をいただきたいと考えております。

最後に、事務局から、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ開催要綱案などについて御説明をいただき、さらに事務局から改正電気通信事業法の施行に向けた準備について御報告をいただくということを、本日は考えております。

今、お話を申し上げましたように、非常に多くの議事がございますので、事業者及び事業者団体からの御説明につきましても、大変申し訳ございませんが、5分以内で必ずお願いしたいと思います。事務局がタイムキープをしておりますので、4分時点、それから5分経過の時点で、チャット欄のほうで合図をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事業者ヒアリングでございますが、まずはヤフー株式会社、畠山様より御説明をお願いいたします。

【畠山氏】 ありがとうございます。

ヤフーの畠山でございます。本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

います。

早速ではございますが、前回から進んだ部分につきまして、できる限りコンパクトに御説明をさせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

ヒアリングシートを御参照いただきながらになると思ひますが、ヒアリングシートにつきましては、細かい件数等も含めまして詳細に書かせていただいておりますので、本日、お手元のプレゼン資料について説明させていただければと思っております。

プレゼン資料の2枚目から御説明させていただきます。前回の研究会から進んだ部分としまして、今回、一番大きくお話しさせていただきたいと思っておりますのは、プラットフォームサービスの運営の在り方検討会、いわゆる有識者会議を弊社において設置させていただいております、それが昨年6月になります。その結果を、昨年12月、昨年末に公表させていただきました。具体的にどういったものかと申しますと、提言書を有識者の先生方からいただきまして、今回の誹謗中傷等に対する取組について御意見を頂戴した形になっております。それに従って、我々としてはこういうふうに行っていると、呼応する形で今後の取組を示させていただいたのが今回の流れになります。今後、これに従って対応を進めていきたいと思っております、具体的な説明を少しさせていただければと思っております。

次のページ、お願ひします。今回、研究会の中身としましては、個人に対する誹謗中傷等を内容とする投稿への対応を検討するという形になっておりまして、下の検討事項として4つ挙げたものについてさせていただきました。検討の具体的な内容としましては、特に今回、昨年、総務省様のほうから施策パッケージの中でも出てきましたように、透明性の確保、あるいはAIを用いた対策の実効性をどうやって担保していくのかといったことについて、課題として取り上げているところでございます。

次のページ、お願ひします。構成員としましては、大変恐縮ですが、山本先生を座長としてお呼びしておりまして、森先生も含めまして、以下のような委員の先生方で、今回、検討会を開催させていただきました。

次、お願ひいたします。提言書としまして、先生方からいただいた中で、以下のような点が一番大きくいただいた御意見になっておりまして、特に誹謗中傷投稿の抑止について、AIを用いて直接的に投稿を削除していくということであったり、あるいは環境整備、具体的には逆に優良な投稿について奨励していくことによって、間接的に誹謗中傷を減らしていこうという取組であったり、あるいは透明性を高めていく。もちろん、今回のヒアリン

グシートに含まれているような事項も含めてではありますが、透明性レポートを策定していくことも含めての提言書になっております。

次、お願いします。細かくはヒアリングシートに書かせていただいておりますので、ここに含まれているようなポリシーを明確化していくであったり、AIをちゃんと使って、それに関しての問題提起だったり、洗い出しも含めてやらせていただいているところがございます。

次、お願いします。それは受けて、ヤフーとしては、こういう形でポリシーと削除基準を定めていく、あるいは措置ユーザーに対してもきちんと窓口をつくったり、措置理由を開示していくであったり、そういった手当てをきちんとしていくことが重要だと考えています。

次、お願いします。最後になりますが、ヤフーとしては、以上のような提言を踏まえまして、知恵袋におけるポリシーの見直しであったり、そういった様々な取組を前回の研究会以降にやらせていただいております。特に、今後、こうした提言を受けた対策をより強化していきたいと思っております。事業者として今回の課題は非常に重要だと思っておりますので、引き続き総務省様も含めて連携させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

すみません、簡単ですが、以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございました。

続きまして、フェイスブックジャパン株式会社、小俣様より御説明をお願いいたします。

【小俣氏】 フェイスブックの小俣でございます。

本日は、貴重な時間をいただき、ありがとうございました。当社の誹謗中傷対策に関して、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

我々、フェイスブックでは、これまでインスタグラム、フェイスブックというプラットフォームを運営してきてございますが、利用者の皆様の安全を守るために、管理機能や報告機能を拡充し、最新のテクノロジーを活用してまいりました。私たちは、もっとコミュニティ作りを応援し、人と人がより身近になる世界を実現する、このモットーを実現するためにプラットフォームを運営してございます。

当社における取組ですが、ヒアリングシートにも書きましたので、詳細は割愛いたしたいと思っております。当社ではコミュニティ規定、インスタグラムではコミュニティガイドラインと呼んでいますが、してはいけないことを明確に定めております。その中には、いじめ

や嫌がらせも含まれており、この規定に違反するコンテンツ、書き込みは、我々のコンテンツモデレーションの中で削除という対応を取っております。

削除と申し上げましたが、暴力的なコンテンツ、ヘイト、嫌がらせ、いじめを含め不適切なコンテンツに関しましては、AIと人員の組合せで対応しております。全世界で約3万5,000人が安心、安全を保つために取り組んでおり、日本語を含む50以上の言語に対応しております。実務に取り組むコミュニティオペレーションチームは、365日、24時間体制で監視を行っております。

その監視の結果は、透明性レポートという形で年2回、公開しております。また、四半期に一度は、コミュニティ規定施行レポートという形で、すみません、ここは英語のみと書いてあるんですが、最近は日本語でも公開をしております。詳細は、第8版が出ておりますので、ホームページで御参照いただければと思います。

コミュニティ規定施行レポートの中には、いじめ、嫌がらせにどれだけ対応してきたかということも示しております。昨年、第4四半期、例えば2020年の10月から12月ですが、フェイスブック上では全世界で630万件のコンテンツに対して措置を講じております。インスタグラムにおいては500万件という数字であります。いずれも、前四半期と比べて対応は増加しているという形になっております。

また、コミュニティを一緒につくっていくのがフェイスブックのモットーであるわけですが、一般のユーザーから不適切なコンテンツを目にした場合には報告をしていただく、これは重要な一つの情報ソースになっております。誰でも簡単に報告をしていただけるよう、工夫を凝らしています。なお、AIを活用していると申し上げましたが、前四半期には、グローバルレベルにおきまして、いじめや嫌がらせのコンテンツは、皆様から報告がある前におよそ半分は対応しているということでございます。インスタグラムでも同様でございます。

ここで、インスタグラムにおける、いじめ関連コンテンツに対応する仕組み、テクノロジーを御紹介したいと思います。

まず、制限機能でございます。制限機能は2019年に導入したものでありますが、あるコンテンツ、いじめや嫌がらせを送ってくるコンテンツを制限するものであります。送った人からは送ったことになるんですが、手元では見られなくするという機能でございます。

また、タグづけとメンション、メッセージを許可する相手を選択することも可能になっております。やはりインスタグラム上で時間を過ごしていただくためには、快適な環境を

自分でつくるという考え方にに基づき、誰がメッセージを送ることができるか、タグづけすることができるかということコントロールする機能を設けてございます。これは、特にフォロワーの多いアカウントの皆様に御活用いただくことを考えており、複数のネガティブコメントを管理、対応するのは、一つ一つのことに於いて対応するのは困難であることから、一括して管理するという機能を用意しております。

また、ポジティブなコメントを固定するという機能も設けております。やり取りが行われる、フィードと呼ばれるところですが、最初にネガティブなコメントがついてしまうと、どうしてもその後、ネガティブなコメントが続いてしまう。それであれば、最初にポジティブなコメントを固定し、そういったコメントが引き続くことを可能にすると、こういった工夫もプラスしてございます。

こういったテクノロジーに関しましては、先頃、更新をいたしました保護者のためのインスタグラムガイドというものの中で詳細を説明してございますので、ぜひ御参照いただければと思います。

テクノロジーだけではなく、我々、啓発・普及活動も行っております。昨年、#インスタANZENカイギというものを開催しており、インスタグラムにおけるクリエイターの方に御協力願ひ、嫌がらせ、いじめは悪いことであるとユーザーの皆さんに伝えるという活動を行っております。

こちらは、2020年12月に、フェイスブック社がグローバルに展開しているデジタルリテラシー教育のプログラム「We Think Digital」、日本語でいうと「みんなのデジタル教室」というものを立ち上げ、教育の現場で中高生を対象にデジタルリテラシーの向上、いじめや嫌がらせの防止を含む内容の出前授業を全国で行っております。安全、安心に我々のプラットフォームを御利用いただくための取組の最新のものとして御紹介をいたしたいと思ひます。

コミュニティづくりを応援し、人々がより身近になる社会を実現する、また、いじめや嫌がらせをより少なくしていくために、今後とも当社では努力を重ねていきたいと思ひております。

以上、簡単ではありますが、フェイスブックの取組を御紹介いたしました。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

続いて、グーグル合同会社、Jean-jacques Sahel様、山口様より御説明をお願いいたし

ます。Sahel様、報告をお願いいたします。

【Jean-jacques Sahel氏】 ありがとうございます。

座長、構成員の皆様、こんにちは。グーグルのアジア太平洋地域における情報とコンテンツポリシーの責任者をしております。本日、お時間いただきまして、ありがとうございます。

グーグルの会社としての使命は、世界中の情報を整理し、世界中の人がアクセスできて使えるようにすることです。この使命の中心にあるのは、最も役立ち、信頼でき、助けとなるコンテンツで人々をつなげることです。同時に、ユーザーにとって、そして社会にとって有害なものを防止することに取り組み、質の低い情報へのリーチを減らす取り組みを実施しています。

ここで一つはっきり申し上げたいのは、違法かつ有害なコンテンツが弊社のプラットフォーム及びサービス上において占める割合はごくわずかであるということです。しかしながら、ユーザーのためにプロダクト、製品の安全性を保つ責任を持つため、このごくわずかな割合をゼロに近づけていくための取組に真摯に取り組んでおります。そして、グーグルの20年間にわたる経験及びコンテンツモデレーションによる継続的な改善の下、4つの柱に基づくシステムを開発しました。今、スクリーンでお見せしているものであります。

最初の柱は、有害なコンテンツの削除/リムーブというものになります。各プロダクト及びサービスに責任あるルールを設定し、これらのルールに違反する行動に対しては適切に対応するという事です。また、コンテンツ削除を求める法的な義務も我々は遵守いたします。それを実践するために、私どもは、機械学習などを活用した自動的な手段、及び人間による努力を組み合わせることによって問題があるコンテンツを特定し、そして私どものポリシーを執行し、必要に応じて削除しております。

2つ目の重要な柱は、良質なコンテンツをより見つけやすくする/レイズでございます。有害なコンテンツに対抗して、良いコンテンツの流通を推し進めております。例えば、検索結果には信頼性の高いコンテンツをより見つけやすくしたり、あるいは権威のある情報源からの情報を見つけやすく、見えやすくしております。

3つ目は、減らす/リデュースでございます。害のある可能性のコンテンツ、必ずしもコミュニティガイドラインといった私たちのポリシー違反というわけではないけれども、そのボーダーラインにあるコンテンツの拡散を減らすことを行っております。例えば、検索においては、より信頼性の高いコンテンツをよりアクセスしやすい場所に表示するほか、

オートコンプリート等の機能改善を通じ低品質の情報へのアクセスを減らす努力を継続しています。アルゴリズムを。またYouTube ではおすすめに表示される割合を減らしています。

4つ目は、報いる/リワードでございます。例えばYouTubeでは、信頼のおける、品質の高いコンテンツを作成するクリエイターに、マネタイズのオプションで報いております。

ということで、インターネットも、人々のインターネットに対する使い方も進化を続けております。それに合わせて、私どもも進化をしていって実務慣行の改善をしていきます。皆様と一緒にあって、共に仕事をしていくのを楽しみにしております。

私のほうからは以上でございます。大変ありがとうございます。

では、私の同僚の山口にバトンタッチいたしまして、日本における普及啓発活動の話をしてもらいます。お願いします。

【山口氏】 すみません、時間ももう限られていると思いますので、私から簡単に御説明させていただきます。

日本で実施している普及啓発活動について、こちら、まとめさせていただいております。誹謗中傷の問題ももちろんですが、広くインターネットセーフティーとか、そういった分野について、弊社としてこれまでも、これからも引き続き、オンライントレーニングですとか、学校現場や広くユーザーの皆様に使っていただける教材等を提供していきたいと思っております。

また、プロダクトについてもしっかりと説明をしていくことが大事だと思っております。私たちが設けておりますルールですとか、そういったことをクリエイターの皆さん、それからユーザーの皆さんと共有しながら、より良いコミュニティの在り方を引き続き考えていくことをやっていきたいと思っております。

今日、少しでもハイライトさせていただきたいのは、今、日本においてユーチューブクリエイターと協力した企画を検討中でして、誹謗中傷の問題について広く、若い世代も含めて議論していくということに弊社としては取り組ませていただいております。その企画が形になった暁には、皆様に御報告させていただこうと思っております。

簡単ですが、以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 Sahel様、山口様、ありがとうございました。

続いて、LINE株式会社、青木様より御説明をお願いいたします。

【青木氏】 ありがとうございます。

ただいま宍戸座長より御紹介にあずかりましたLINE株式会社の青木でございます。本日は、LINEの誹謗中傷等への対策に向けた取組、こちらについて御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

事務局の皆様、発表資料、パワーポイントのほうを投影いただけますでしょうか。ありがとうございます。

こちらの資料、おめくりいただきまして、スライドの3でございます。LINEでは、従来から安心、安全な利用環境の整備、これこそが最大の責務であるといった認識の下、様々な施策を手がけてまいりました。その際に大切にしているのは、こちらにありますように、ヒト、社会、そしてシステムといった3つの要素について、バランスよく対策を講じていくことであると考えてまいりました。

次のスライドから、それぞれの取組について、具体的な御紹介をさせていただきたいと思えます。

スライドの4、ヒトに関する1点目でございます。リテラシー向上のための啓発、これを一丁目一番地と位置づけまして、全国の学校様等への講演活動でありますとか、自治体様等との調査研究に当たってまいりました。こちら、コロナ禍前のデータとなりますが、2019年時点で、特に注力してまいりました講演活動に関しては累計で1万回を超えるまでに至っております。

続いて、スライドの5、ヒトの2点目としまして「LINEの安心安全ガイド」という御案内をまとめてございます。いわゆる禁止行為など投稿に関するルールでありますとか、利用上の注意点などを平易な形で、どなたにも分かりやすく御提供し、引き続きその注意喚起を継続しておるところでございます。

続きまして、スライドの6、ヒトの3点目でございます。こちらは、まさにLINEというサービスの特性を生かしまして、相談事業というものを手がけております。古くは、関係省庁様や地方公共団体の皆様と御一緒に、いじめをはじめとする子供向けの悩み相談を手がけてまいりました。昨年8月には、まさに本日のテーマでもありますように、誹謗中傷に向けまして、専門家の皆様と連携して、改めて誹謗中傷を受けるなどして心の傷を負われた方などへの窓口を開設するなど、してまいったところでございます。

変わりがまして、スライドの7、社会の1点目でございます。こちらは、既存の取組でもございますが、やはり削除に関するポリシーの明示ということで、誹謗中傷をはじめとするサービス上の禁止行為、また、禁止行為が行われた場合の対応などにつきまして、利用

規約に明確に定めました上、周知徹底を行っております。

続いて、スライドの8と9、透明性の確保でございます。LINEでは、2016年から現在に至るまで、LINE Transparency Reportと称しまして、透明性報告書を公表しております。具体的な内容としましては、違反投稿への対応としまして、弊社におけるコンテンツモニタリングの仕組みでありますとか、対応実績を公開しております。併せまして、ユーザー様からの削除申告への対応として、名誉毀損やプライバシー侵害、これらに関する対応実績を公開しておるところでございます。今後とも、引き続き透明性を高めながら、事業者としての説明責任を最大限果たしてまいりたいと考えているところでございます。

では、もう1枚おめくりいただきまして、スライドの10、業界団体への主体的参画でございます。この後、御説明があろうかと思いますが、弊社LINEでは、ソーシャルメディア利用環境整備機構（通称SMAJ）、業界団体に参画をしまして、会員各社の皆様と連携しながら、その運営の一翼を担ってまいりました。昨年の緊急声明の発出でありますとか、総務省、法務省の皆様との連携啓発キャンペーンなど、これからも個社の取組と併せまして、業界団体を通じた活動においてもより一層貢献してまいりたいと考えているところでございます。

では、変わっていただきまして、スライド11、システムの1点目でございます。LINEでは、モニタリングの充実を図り、ガイドライン違反の可能性があるコンテンツへの対応を徹底するとともに、お問合せ窓口の拡充を図りました上で、専用フォームを通じた削除の御依頼等に対しても、引き続きモニタリングと連携しながら対応に努めておるところでございます。

そして、最後にスライドの12、システムの2点目でございます。この研究会でも従来から議論が行われてまいりましたように、誹謗中傷への対応についてもAIをより一層用いることができるのか、活用できることはないのかということで検討してございます。既にAIを活用した違反画像の検知につきましては手がけてまいりまして、現在、誹謗中傷などの違反テキストにつきましてもAIによる検知の実装を計画しております。

具体的な機能としましては、こちらにありますようにガイドラインに違反する可能性があるテキストを投稿しようとする場合、その投稿前に事前に検知しまして、ユーザーさまに対して警告を通知する機能の開発を進めております。このスライドにありますような警告ポップアップによりまして再考を促し、勢いに任せたような投稿が公開されることを未然に防ぐなど、抑止力となることを企図しております。こちらに関しては、2021年上半期に弊社サービスのタイムラインへの実装、そして下半期には他のサービスへの実装を目指

しているところでございます。

LINEからの御説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

続いて、ツイッタージャパン株式会社、服部様より御説明をお願いいたします。

【服部氏】 ツイッタージャパン、服部です。本日は、貴重なお時間を頂戴いたしまして、どうもありがとうございます。

弊社の説明資料の投影をお願いいたします。

では、ツイッターについて説明させていただきます。ツイッターは、世界中で起きている出来事と、それにまつわる会話がリアルタイムに繰り広げられる場所であります。そういった場所で、多くの方が安心して安全に御利用いただくために、我々としては様々な取組を進めております。

次のスライドをお願いいたします。我々の取組、主に以下の3本柱で進めております。まずはルールの適用、ツイッタールール、それからポリシーというものを定めて、それを皆様に持っていただく、そして違反があれば厳正な対処をする。2つ目は、ユーザーの皆さん自身が目にする情報、それからユーザーの方が目にされることをコントロールしていただくためのツールを提供しております。3つ目は、安全性向上のためのパートナーとの連携です。やはり我々1社だけではできることにも限界がございますので、多くのパートナー、あるいは業界団体と連携をした上で、こういった取組により努力をしております。

次のスライドをお願いいたします。ツイッターでは、幅広い分野をカバーしたツイッタールール、そしてポリシーというものを用意しております。御覧いただくように、暴力ですとか、攻撃的な行為、それから合意のない裸体の描写、センシティブなコンテンツ、成り済まし、幅広いルールを用意しております。

次のスライド、動画ですので、再生をお願いいたします。

(動画上映)

【服部氏】 次のスライドをお願いいたします。違反の報告に関しては、我々、様々なカテゴリーからできるようにしておりますし、先ほど御覧いただいたような問題があるツイートから、あるいは専用のウェブフォームからも報告ができるようになっております。また、攻撃をされた本人だけではなくて、第三者からも報告ができるようになっております。我々が受け付けた報告については、24時間、365日体制で、グローバルで対応するようになっておりますので、皆様をお待たせすることなく、迅速な対応をするよう取り組ん

でおります。

次のスライドをお願いいたします。表示される情報をコントロールするために、ブロック機能、ミュート機能、セーフ察知機能、そういった様々な機能も提供しております。

次のスライドをお願いいたします。ミュート機能につきましては、アカウント単位、あるいは御自身で設定した言葉、そういった様々な条件ごとに表示を停止する機能も用意しておりますので、ぜひこうした機能を使って、御自身のより快適な利用環境というものをカスタマイズしていただければと思っております。

1個飛ばして、その次のスライドに行っていただけますか。それから、自分のツイートに返信ができる相手を選択する機能もございます。デフォルトでは誰もが返信できるようになっていますが、自分が指定した相手だけ、あるいは自分のフォロワーだけ、そういった返信できる範囲を選択することで、会話の健全性をより高めることができるという期待もしております。

次のスライドをお願いいたします。それから、我々、開かれたプラットフォームという性質上、外部のパートナーとの連携を非常に重視しております。NPOですとか、有識者の方、もちろん一般のユーザーの方からも様々な発言をしていただくことで、会話の広がり、そして会話の健全性が高められると考えております。例えば、NPOの方には、我々の有料の広告枠を無償提供することで、より積極的な情報発信をお手伝いしておりますし、我々の特性を利用したハッシュタグですとか、絵文字を利用した啓発キャンペーン、こういったものも積極的に実施して、皆様に会話をしていただいております。また、トラスト・アンド・セーフティーカウンシル、信頼と安全性の委員会、こういったものも用意をしております。また、セキュリティの有識者ですとか、NPOの方に参加をしていただいた第三者諮問機関から御意見をいただくことで、ツイッタールール、ツイッターポリシーというものを定期的に見直して、既に最新、かつ情勢に合ったものにしていくような取組も進めております。

次のスライドをお願いいたします。Twitter透明性センターということで、年2回、我々の透明性に関する取組の公表も行っております。英語が先に公表されまして、その後、翻訳作業を行った後、日本語についても公表しております。今現在、日本語については英語よりも1期遅い内容が公表されておりますが、多くの方にこうした内容もぜひ日本語で御覧いただくように、我々としても迅速な取組を進めております。

以上になります。私たちは、表現の自由というものを信じて、全てのユーザーが世界に

影響を与える力を持っていると考えております。こうした理念を促進するためにも、健全な公共の会話の場を提供するために、安心、安全に向けた取組を継続的に進めていくつもりであります。どうもありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

続きまして、事業者団体からの御説明を伺いたいと思います。

まず、一般社団法人セーフターインターネット協会、吉田様より御説明をお願いいたします。

【吉田氏】 ただいま御紹介にあずかりました、セーフターインターネット協会の石田と申します。本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

セーフターインターネット協会は、ヤフーさんをはじめとして、サイバーエージェントさん、ミクシィさん、あるいはアマゾンさんといった会社が会員に名を連ねていらっしゃいます。インターネットで起こる諸問題につきまして、民間の資金で自立的に対応していくことをモットーに、2013年に設立した団体でございます。

誹謗中傷の問題に関しましては、検討会及びホットラインを設置いたしまして、対応しているところでございます。課題といたしまして、現行法におけるプロバイダによる任意開示をいかに促進するかという点と、国民の皆様がお困りの部分について、削除を中心とした具体的な手当てというところで使命を感じて始めております。双方の面から、迅速な対応の促進に寄与していくことを目的として、検討会を昨年7月に設置しております。これまで4回開催いたしまして、課題の共有や担うべき役割につきまして、議論を重ねております。

次のページ、お願いします。構成員でございますが、座長には宍戸先生に御就任いただきまして、被害者側の立場に立つ弁護士の皆様ですとか、憲法学者の皆様などなど御参加いただきまして、また、既存のプロバイダ通信4団体の皆様ですとか、総務省様にもオブザーバーとして御参画いただいております。

次のページ、お願いします。具体的には、任意開示促進に向けての方針策定というところで課題の整理、あるいは権利侵害の明白性の判断の困難性について議論を重ねております。現行のプロ責法のガイドラインとの関係性なども、方針策定の際に照らし合わせながら、その意義を見いだしております。また、プロバイダ向け民間相談機関につきまして、どういったものが求められるのかという課題の整理ですとか、設置に当たっての諸問題の整備を進めてまいっております。近々、ガイドラインを指針として示しまして、具体的な

窓口の設置を本年春に予定しております。

次のページをお願いします。もう1つは、被害者向けの誹謗中傷ホットラインの設置でございます。こちらは、2020年6月29日に運用を開始しておりますが、各プロバイダ等において、自主的に削除、各社の利用規約に照らして削除できるものについては削除してくださいという形で、国民から御連絡をいただいた投稿について、一定の判断をした後に、各社に自主的な対応を促すという形でやっております。コロナ罹患者についての情報も対象にしておりますので、コロナに罹患したことに起因した差別の投稿に関しましても対象としております。

次のページ、お願いいたします。昨年6月29日のスタートから年末までの統計につきまして、先日、発表したところでございますが、合計で1,237件の相談が寄せられまして、延べ697名の方から御連絡をいただいております。基本的には、本人からの御連絡をお願いしているところでございますが、先ほども少し記載がございましたように、お子様、未成年の方や、学校に絡んだ連絡も若干ありますので、そういった方に関しては関係者からの連絡も許容しているところでございます。

次のページ、お願いいたします。実際に寄せられた1,200件につきまして、該当性を、私どもが検討会に相談しながら定めたガイドラインに照らして、このような内訳で判断しております。まず、ガイドラインの適用が293件でございます。非該当の944件の内訳でございますが、一番多いのは、実名ではなくてゲームの中のハンドルネームなどを指し示しながら誹謗中傷されたという御指摘をいただくものですとか、一定の行為があつて、投稿された内容自体に一定の意味があるものですとか、実際には誹謗中傷の度合いがどこまでひどくないものなどは対象ではないと判断いたしまして、そちらが944件という形でございます。

次のページをお願いします。実際に削除依頼をした293件の内訳でございますが、このような内訳で、削除率は87.4%に達しております。実際、どういったところが舞台になっているかといいますと、匿名掲示板ですとか、ミラーサイト、SNS、地域掲示板などと多岐にわたっているのが実情でございます。

以上で、セーフティーインターネット協会からの御説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

続いて、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、江口様、藤川様より御説

明をお願いいたします。

【藤川氏】 ありがとうございます。

ソーシャルメディア利用環境整備機構、略称SMAJでございます。事務局の藤川のほうから御説明させていただきます。

SMAJですが、昨年5月に、ソーシャルメディア上の名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツの投稿行為等に関する緊急声明、こちらを発出しております。以降、緊急声明で発出した内容をベースに取組を進めてまいりました。

次のページ、お願いいたします。まず、SMAJでは、SMAJ会員が運営するSNS等のサービス、アプリなどにおいて、個人に対する名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツを投稿するなどの行為を禁止して利用規約に記載するとともに、禁止事項について啓発広報を実施、推進してまいりました。これまでに、SMAJ会員が運営する主なコミュニケーションサービス全てにおいて、規約等における禁止事項の反映を完了しております。資料のほうにも例示させていただいております。

翌ページ、お願いいたします。また、SMAJでは、禁止行為等への対応の実効性向上のため、SMAJのこれまでの取組を体系化したユーザー保護ナレッジデータベースの構築を通じて、業界内に知見を共有して、継続的かつ実効性のある利用者保護施策の検討、実施を進めております。当資料では、SMAJ内で共有している対策の知見等を例示しております。例えば、SMAJ会員が運営するサービスでの投稿等の監視や通報、報告等に対する体制、仕組み等を例示しております。

続きまして、翌ページになります。スライド4枚目では、AIを活用した投稿対応の例、投稿前に、誰かを傷つける投稿を減らすために、案内する画面の表示例、加えて禁止事項に該当する投稿をしようした場合、AIを活用したアラートを行う事例等の例示をしております。こういった内容を業界内で共有し、実効性のある対応を進めているところでございます。

翌ページをお願いいたします。SMAJで取り組んでいる啓発の例でございまして、SMAJ、法務省様、総務省様と共同で取り組んでいるスローガン「#NoHeartNoSNS」の取組を、この資料で紹介させていただいております。SNSで傷ついてしまいそうな場合に活用できるユーザー保護機能、また、困った際に活用できる相談先を紹介してございまして、この取組については、セーフティーインターネット協会様も主催団体として参画いただけるということで、本日、発表しております。このように、引き続き政府、関係団体の皆様と連携を図

りながら、取組を展開してまいりたいと考えております。

翌ページをお願いいたします。こちらでは、SMAJ独自の啓発として、SMAJ会員が運営するサービスの利用上の注意点やユーザー保護機能、こういった内容をサービスごとに情報提供しています。こちらの施策について紹介しております。

翌ページをお願いいたします。SMAJ会員が実施している啓発施策についても紹介させていただいております。本日、テーマとなっている他人の権利を侵害する行為を防止する啓発、もしくは情報リテラシー全般に関する啓発に取り組み、進めているところでございます。

翌ページをお願いいたします。このように、各社、取り組んでいるところでございます。

翌ページをお願いいたします。ありがとうございます。SMAJでは、引き続き業界内でSNS等における課題解決のための知見を共有するなどして、対策の検討、実施を進めるとともに、政府、関係団体とも連携しながら、より健全なソーシャルメディア利用に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、これまでの5社、2団体からの御説明を踏まえまして、最大限で15分程度でございますが、構成員の皆様から自由に御質問、御意見をいただきたいと思っております。御質問、御意見のある方は、チャットで私にお知らせをいただければと思っております。いかがでございましょうか。

寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしくをお願いいたします。

各社さん、それから各団体さん、非常に熱心に、真摯に対策を考えていらっしゃるというのを改めて確認することができまして、大変心強く思っております。ありがとうございました。

前者の事業者の皆さんに、少しお聞きしたいと思っております。削除とか、アカウントのページ等の基準についてですが、この考え方として3つほどあるかと思っております。どれに該当するのか、お答えいただければと思っております。1つ目は、あくまでもこういった基準は個々の企業の自主的な規制によるべきであると考えていらっしゃるのか。2つ目として、民間の団体などを通じて共通のガイドラインをつくって、そういったものをベースにすべきとお考えなのか。3つ目は、多分、あまりないと思っておりますが、法律によって枠組みとか、

規制の前提がつくられているべきだとお考えなのか。この3つを組み合わせるといふこともあるかもしれませんが、どれが各社のお考えであるかといふことをお聞かせいただけませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、御報告の順にお答えをいただきたいと思ひます。

まず、ヤフー様からお願いできますか。

【畠山氏】 ヤフーの畠山でございます。

御質問ありがとうございます。直接の御回答になっているかといふところは分らないですが、今回の誹謗中傷の問題に限って申しますと、当然、誹謗中傷に該当して違法になるものについては、現状の法律でも手当てがされているところで、それについて削除等の対応を行っていくといふところは、さすがに各事業社さん共通していると思ひているんですが、追加でどこまで踏み込みをやっていくか。つまり、違法ではないところについて、どこまで対応していくのか、共通認識をどこまで持っていくのかといふところは、前回の研究会でも少し懸念として課題にも上がっていたと思ひておりまして、ここは引き続き検討していくところになるかと思ひております。

現状で申しますと、当然、弊社として不適切だと考えたところについては、自主的に対応しているところでございます。それを業界で共通認識を持つていくのか、あるいは政府と共同で取組をしていくのかといふところについては、個々のケース・バイ・ケースになると思ひうんですが、問題の投稿、問題となる類型に合わせてやっていくのが良いのではないかと。少なくとも、違法であるものについては間違いなく排除していくといふところは共通していると思ひております。

すみません、お答えになっているか恐縮ですが、以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

次に、フェイスブック様、お願いいたします。

【小俣氏】 ありがとうございます。フェイスブック、小俣でございます。

大変興味深い質問、ありがとうございます。1、2、3の選択肢のうち、当社の立場として取っているのは1番、自主規制によるべきであるといふところかと思ひます。2つ理由がありまして、当社はグローバルに展開していることもあり、グローバルで統一した基準を定めて、それを運用していくといふことが望ましいと考へております。また、当社、コミュニティ規定、コミュニティガイドラインといふものがあると紹介いたしましたが、

こちらのルールは不断の見直しを行っており、現場、さらには外部の専門家の意見を取り入れて、絶えず更新、見直しをしておるものであります。こういった自主的な動きを尊重していただければ、より迅速に問題に対応することができないか、そう考えております。

以上です。ありがとうございました。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

グーグル様、お願いできますでしょうか。

【Jean-jacques Sahel氏】 ありがとうございます。

まず、一般的な話として申し上げたいのは、もちろん弊社としましても法的な義務には対応しております。つまりは、違法なコンテンツに関しては適切に対処しておりますし、もし政府からの要請、あるいは裁判所命令を受けましたら、それに対応しております。そして、加えまして自社のポリシーというものがあります。自社のルールになります。このルール、ポリシーに違反した場合、例えばユーザーのほうから報告を受けましたり、ルールやポリシーを設定していく上では、第三者の専門家のインプットを常に取り入れております。例えば、ヘイトスピーチであったり、ほかの悪質な行為に関してであります。

各社のプレゼンテーションを聞きましても、同じようなアプローチを各社は取っているかと思えます。主たる3本から4本の柱がある、でも提供しているサービスはそれぞれ異なります。しかしながら、我々のいるインターネットの世界、それを利用しているユーザーの皆さんというのは、進化のスピードが非常に速いという事情があります。ですから、我々としても、やはりそれに適切に、迅速に対応していく必要があると考えます。つまりは、変化に見合ったガイドラインであったり、ポリシーを常に更新しながら設定していくことでもあります。それによって、悪質な行為等に関する最新のトレンドに常に柔軟に対応していけると考えております。

【宋戸座長】 ありがとうございました。

それでは、LINE様、お願いできますか。

【青木氏】 ありがとうございます。LINEでございます。

寺田様から御指摘のあった要素3点に即して申し上げたいと思えます。

まず、何といたっても法的な対応に関しては、各社共通のミニマムリクワイアメントとして、最低限、当然にして果たすべき責務だろうと考えております。

その上で、やはり大切なのは、各事業者が個社ごとの経営理念、あるいは先ほど申し上げたような削除のポリシー、こういったものをしっかり自己の責任において見定めた上で、

いかにユーザーさまに周知し、モニタリング等を含めた対応を徹底できるかどうかということになるかと思えます。

さらに3点目、ここが今後とも一つキーワードになるかと思えますが、やはり自社、個社の自由、ある種の経営理念みたいなものが優先され過ぎてしまうと、結果、取り残されるリスク、実際に被害を負うリスクがあるのはユーザーさまにほかなりませんので、これは極力、今後とも避けていかななくてはならないとした場合、先ほどSMAJさんから御説明がありましたが、今、手がけておりますような個社の過去からの知見、ノウハウ、ポリシーといったものを寄せ合って、どういった今後の対策がより良いユーザー環境を提供することに資するのかといったことを、ある意味では法的な規制によらない、あるいは依存しないような環境を自らがつくり上げていくためにも、業界を通じて、お互い健全に議論することが重要になってこようかと考えてございます。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ツイッター様、お願いできますか。

【服部氏】 ツイッタージャパンです。

もう他社さんがおっしゃったことの繰り返しになってしまいますが、弊社でも同じような姿勢で取組を進めております。やはり法律による規制というのは、我々、非常に重視をしておりますので、各国における法律については遵守をしております。

とは言いつつも、やはり我々としては、表現の自由というものを信じておりますし、過度な規制によるインターネット上の自由ですとか、柔軟性といったものが失われることには懸念を持っておりますので、個々の企業による規制、ツイッターでいいますとツイッタールール、ツイッターポリシー、こういったものを明確に打ち出すことで、ユーザーの皆様が安心、安全な環境を提供するよう取組を進めております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、次に、生貝構成員のほうから御質問をお願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

今回、このような形で、非常に多くの国民が使っているサービスに関して、まさに表現の自由、生活のインフラである様々なサービスが、こうやって利用者保護をして、モデレーションしているんだということが明らかになり、エビデンスベースドで対策を考えてい

くという上でも、非常に意義のある情報だったと思います。

事前にいただいているシートも少し拝読させていただいて、まず、少し気になったこととして、ツイッター様とフェイスブック様に対してですが、これは前回のヒアリングのときも少し申し上げた点かもしれないですが、一般ユーザーからの削除の要請、そして、それへの対応件数、国内の数字が、やはり今回は無回答という形になっています。あとは、モデレーションの体制も、日本国内でこういった人数で、こういった日本語を使える方々がやっているのかが大まかにでも分かることは非常に重要かと思うんですが、日本の数字を出せないのはどういう理由によるのか、あれば教えていただきたいというのが1つ。

それから、グーグル様に1つですが、グーグル様は、まさに今、申し上げた国内の数字を含めてかなり出していただいているんですが、重要な数字が構成員限りというところが少なからずあります。やはりこういった基礎データが、これからの在り方を考えていくエビデンスという意味で非常に重要だと思っています。僕たちだけが見られても非常にもったいないし、これからの議論という意味でも意義が大きいところかと思っていますので、せっかくあるデータを公にできない理由があれば教えていただきたいということです。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

大谷構成員からも御質問があるので、それを承ってから御回答いただきたいと思います。それでは、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。

生貝構成員からの御質問と若干かぶってしまいましたが、各社、例えば透明性レポートの要旨など、日本語に和訳して公表していただくというようなことを着実に進めていただきまして、前回のこの場での御報告に比べて、順調に日本のマーケット対応が進んでいらっしゃるということを感じ深く伺っているところでございます。

ただ、グローバルベースでの透明性レポート、あるいはフェイスブック様の言葉ですとコミュニティ規定施行レポートとなっております、日本における動きが分かりかねる部分があります。公表できないとしても、日本における利用者の動向について把握されていることがありましたら、特にフェイスブック様、それからツイッター様のほうから御報告いただければと思っております。特にフェイスブック様では、AIによる改善結果について、AIの仕組みの再評価にもつながるような情報を件数で表示されていらっしゃると思いますが、それは全て英語に対応したAIということのようですので、日本語に対応できるAIが用いられ

ているかなど、今後、どのようになっていくかも併せてお知らせいただければと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、フェイスブック様、ツイッター様、そしてグーグル様の順番に、今の生員構成員、大谷構成員からの御質問に御回答いただきたいと思います。

まずは、フェイスブック様、お願いいたします。

【小俣氏】 ありがとうございました。

当社は、今回のヒアリングシートで、確かに御指摘の事項は非開示とさせていただいております。1つ理由としては、社で出しているトランスペアレンシーレポートにおいて、個別の、刑事ではない、民事のケースは報告をいたしておりませんので、それに準じた形での報告とさせていただいております。

また、コンテンツモデレーションの部隊が日本でどの程度用意されていて、実務で運用されているかという件でございますが、こちらも社の方針として、モデレーションに当たる人員のセーフティーを守るという観点から、個別の詳細に関しては公表を控えておりますので、それに準じた形とさせていただいております。

大谷構成員からの質問ですが、すみません、少し的確に答えられるかどうか分らないですが、当社が提出いたしましたヒアリングシート中で、AIを使った自動検知の活用という点に関して詳細を、という御質問の趣旨だと受け止めました。例えば、フェイスブックで申し上げますと、48.8%、事前対応率という形で紹介をしております。こちらは、我々のコンテンツモデレーション、もちろんAIで走らせており、人の目でもレビューをしております。また、説明の中でも申し上げましたが、ユーザーの方々からの報告はとても重要なシグナルとして利用しております。その幾つかある情報、シグナルのうち、AIが報告のある前に探知した数字が48.8%という形で紹介をしております。いじめ、嫌がらせではどの程度の事前対応率、ヘイトスピーチではどのような対応率、偽アカウントの事前対応率と様々違ってありますが、今回の質問状のフォーカスポイントは、いじめ、嫌がらせに当たるものだと認識しましたので、そちらの48.8%という数字を紹介しております。

お答えになりましたでしょうか。フェイスブックからは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、次にツイッター様、お願いできますでしょうか。

【服部氏】 弊社のモデレーション体制についてですが、先ほどフェイスブックさんか

らもお話がありました。同じような理由です。セキュリティーの観点からも、まずロケーションについて、どこの国にあるのかについては非開示となっております。

体制についてですが、これも人数だけではなくて、弊社の場合、人間とテクノロジーを組み合わせた対応を取っておりますし、スタッフの教育にも非常にリソースを割いております。どうしても人数だけを出してしまうと、その人数だけが独り歩きしてしまう。質の部分ですとか、テクノロジーの部分が考慮されないといった懸念もございますので、これは今、非開示とさせていただきます。

透明性レポートの国内の数字についても、同じく非開示とさせていただきます。とは申しますものの、以前から研究会でも、ほかの政府機関からも、日本における実情、モデレーション体制についての情報を開示するよう、我々としてもかなり長い間、複数回にわたってリクエストをいただいておりますので、こちらについては引き続き社内で、どういったものをお出しできるのか検討させていただければと思います。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、グーグル様のほうで、お手数ですが、生員構成員からの御質問に御回答いただけますでしょうか。

【Jean-jacques Sahel氏】 私どもは、多数のトランスペアレンシーレポートを発行しております。transparencyreport.google.comを見ていただきますと、8つのカテゴリーに及ぶレポートを発行しております。また、サブレポートも多くございまして、多くは日本語でも見ていただくことが可能であります。

この研究会でも、既に多くの情報は提供させていただいております。私どものトランスペアレンシーのサイトにも、既に多くの情報が載っており、日本についての具体的な情報もすでに広く一般公開されているということは重要な点としてお伝えさせていただければと思います。ただ、今回一部委員限りとしている情報については、文脈を理解した上で、見ていただかなければなりませんので、様々な注意であったり、限定を要する項目があります。その正しい理解をしていただくため、文脈も分かった上で見ていただくために、どういった形で、どのようにリリースをしていくのが適切かということを社内で時間をかけて検討しているところでございます。これから、どのように、どのような形で開示をしていくかということを検討していきます。そして、この研究会とも一緒になって、さらに社会のためにも、一般のためにも、より良い情報の開示と改善に努めていきたいと考えてお

ります。

そして、私のコメントの結論になりますが、ぜひこちらの研究会にお聞きしたいことは、どういったデータ、情報が役立つかということであります。ユーザーの観点から見ても、何が起きているかを知らせるために、どういった情報やデータが役立つかということを知りたいのはもちろんですが、政策立案側、総務省様であったり、この研究会にどういったマトリックス、あるいはデータを提供すれば、どう現状把握に役立つのか。そして、それに基づいて公共の政策を策定する、何らかのソリューションを考えていく上で、何が役立つのかということをお知らせいただければと思います。

【宋戸座長】 ありがとうございます。引き続きご協力をお願いいたします。

【Jean-jacques Sahel氏】 ありがとうございます。

【宋戸座長】 やや時間が押しておりますので、このラウンドはひとまずここまでとさせていただきます。次の議題に移り、その上で、時間があれば事業者の方にも御質問させていただきたいと思います。

それでは、資料3、政策パッケージの進捗状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局、中川でございます。時間、押しておりますので、事務局からは非常に簡潔に説明させていただきます。

1 ページ目、御覧ください。昨年8月に、この研究会で緊急提言をまとめていただいた後、総務省として9月に政策パッケージというものを公表いたしております。ここにあります4つの柱に基づいて、これまで政策を行ってまいりました。

1つ目の柱については、消費者行政第一課から説明をさせていただきます。

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 総務省消費者行政第一課の萩原と申します。私からは、総務省におけるインターネット上の誹謗中傷に関する啓発活動について御説明させていただきます。

2 ページ目のとおり、総務省では、インターネット上の誹謗中傷に関する注意事項等をまとめた啓発教材を作成、公表しております。この教材は、様々なチャンネルを通じて、全国の自治体、学校や、SNSユーザーなどへ届くように周知しております。

また、4 ページ目のとおり、学校等における無料の出前講座であるe-ネットキャラバンにおいても誹謗中傷についての内容を追加しております。

これらの取組は、5 ページ目に記載している#NoHeartNoSNSのスローガンの下に実施し

ているところでございます。#NoHeartNoSNSについては、先ほどSMAJからお話があったとおり、参加団体を増やすなど拡充を続けております。

このほか、6ページ目のとおり、内閣府の政府広報室と連携し、ネット上の動画や記事を掲載したり、ラジオ番組に参加するなど、周知の取組を実施しております。

また、7ページ目のとおり、昨今、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷が発生していくことを受け、総務省ホームページや、公式ツイッター、フェイスブックなどで相談窓口や対処方法について呼びかけを行っています。

今後、さらに#NoHeartNoSNSの考え方が広まり、インターネット上から誹謗中傷がなくなるよう取り組んでまいります。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 2つ目の柱以降は、消費者行政第二課、中川から説明させていただきます。

2つ目の柱、事業者の取組支援と透明性アカウントビリティー向上については、8ページ目のとおり、総務省、法務省、事業者、事業者団体で、実務者による検討会というものを継続して開催しております。昨年9月以降は合計3回開催しており、この会合の総回数としては、これまで6回ほど検討を重ねてきたところでございます。

9ページ目、御覧ください。国際的な対応の進化ということでございまして、2点、述べさせていただきます。ちょうど昨日、日EUの枠組みで政策対話がございました。EU側からは、デジタルサービスアクトやデジタルマーケットアクトに関する紹介があり、我々からはこの研究会の取組状況について御報告をしています。来月には、日独の関係で政策対話が予定されているほか、英国など各国との対話も行っておるところでございます。

10ページ目、御覧ください。こちらは、発信者情報開示に関する柱でございます。昨年まで、別の検討会で、プロバイダ責任制限法の発信者情報開示に関する見直しについて検討をしてまいりました。2点、御紹介したと思いますが、1つは、これは既に昨年の夏、電話番号を省令に追加したものでございます。また、それに伴うガイドラインの改正も行いました。

次の11ページ目でございますが、本国会におきましてプロバイダ責任制限法の改正の法案を提出する予定となっておりますので、詳細については御覧いただければと思っております。

続きまして、12ページ目でございます。最後の4つ目の柱でございますが、相談対応の充実でございます。こちらは、後ほど違法・有害情報相談センターから詳しく説明がある

と思います。失礼いたしました、12ページは民間との協力体制でございます。12ページ目は、プロバイダ責任制限法に関する民間機関との充実でございます。先ほどSIAさんから説明があったとおり、SIAさんの枠組みとの協力関係などを行っておりまして、総務省もオブザーバーで参加をしているところでございます。

失礼しました、13ページ目が違法・有害情報相談センターに関する取組でございます。既存のセンターの体制強化を図ってまいりたいと思っております。

14ページ目、最後のページを御覧ください。こちらは、新たに昨年12月に作成いたしました案内図でございます。総務省の違法・有害情報相談センターのほか、法務省様の人権相談の窓口、またSIA様の誹謗中傷ホットラインについて、分かりやすいフロー図を作成いたしました。これから周知広報をたくさんしてまいりたいと思っております。

最後のページは参考でございます。

総務省からの説明は以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

続きまして、資料4、違法・有害情報相談センターに寄せられている相談状況および関連機関との連携について、違法・有害情報相談センター、桑子様から御発表をお願いいたします。

【桑子氏】 違法・有害情報相談センターの桑子です。資料4について御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。御承知のとおり、当相談センターは、インターネット上の違法・有害情報に関する国の相談機関として2009年8月に開設されたもので、誹謗中傷などネットの書き込みでお困りの利用者の方々に、御自身で削除依頼を行う具体的な方法などをアドバイスさせていただいております。

次のページ、お願いいたします。相談窓口に寄せられております相談件数の推移を示しております。グラフに記載のとおり、センター開設以来、増加傾向が続いております。

3ページをお願いいたします。こちらのページですが、平成30年以降の相談者数、作業件数などを示しております。月別に見ると、かなり波がございますが、下のほうに記載しております注の部分について簡単に触れたいと思います。

まず、相談者数は、センターに相談を寄せられた相談者の人数でございます。次に、受付件数は相談を寄せられた件数で、1人の相談者から複数の相談が寄せられるケースも多いのが現状です。作業件数は、寄せられた相談に対して、当センターから回答処理した件

数でございまして、複数のサイトに及んでいる案件について個別に回答する場合や追加で回答する場合などは、それらを合算した件数となります。御承知のとおり、複数のサイトに書き込まれて悩んでいらっしゃるというケースも多い状況ですので、表のような状況になっております。

次のページ、お願いいたします。4ページは、相談者の属性などを示したものです。左側が相談者御自身の属性で、要はどなたが相談を寄せられたかでございますが、やはり個人の方が大半を占めております。右側は、実際に権利侵害を受けている対象者で、図のとおり多岐にわたっております。

次の5ページをお願いいたします。このページは、相談内容についてお示しさせていただいております。全体としては、プライバシー侵害に関する相談を一番右に記載させていただいておりますが、約8割の状況でございます。なお、グラフの左から2つ目から6つ目にプライバシー侵害の内訳をお示ししてあります。

また、昨年5月に、ネット上の誹謗中傷により女子プロレスラーが自殺する出来事がありました。その後、ネットの誹謗中傷に関する相談も増えており、最も左にお示ししております名誉毀損関連の相談が増加している状況でございます。ちなみに、前年と比較いたしまして14%ほどアップしている状況でございます。

こちらの分類は、あくまでも相談者御自身が相談時に指定された相談内訳、いわゆるカテゴリーでございます。当センターでは、寄せられた相談に対して違法・有害の法的な判断を行うのではなく、誹謗中傷などの書き込みに関する具体的な削除方法などを御案内しており、サイト管理者等への削除依頼は御自身で行っていただいております。

6ページをお願いいたします。相談者が、どのような対応について求めているのかをお示ししております。やはり書き込まれてしまった情報の削除に関する相談が、全体の8割を超えております。また、このところネット上の誹謗中傷案件が増えており、マスコミ等でも取り上げておりますので、誰が書き込んだのかを特定するため、発信者情報開示に関する相談も増加している傾向にあります。

次の7ページでございます。こちらは、権利侵害など書き込みが行われた場所をカテゴリー別に集計したものです。やはりブログや個人のホームページが最も多い状況ですので、SNSへの書き込みも多い状況となっております。また、安易に動画などをアップさせてしまうケースも多く、4つ目の画像や動画の共有サイトも多い状況でございます。

次のページをお願いいたします。御参考として、8ページに代表的なドメインの相談件

数をお示ししております。当センターに寄せられております相談をドメインごとに集計したものでございますが、7ページの図でお示したように、ブログや個人のホームページが多い状況ですので、こちらの図でのその他が多くなっております。当センターには本当に様々な相談が寄せられており、御本人は自分が中傷されていると考えていても、権利侵害に当たるかどうかは不明のケースであったり、客観的に見ると個人を特定する情報がないなどのケースもある点を申し添えさせていただきます。

9ページ以降に、政策パッケージにおける1つの柱でもあります相談機関との連携について取り上げさせていただきました。

例えば、9ページのとおり、関連の相談機関との連携に取り組んでおります。

お時間の関係で11ページに飛びますが、群馬県は誹謗中傷に関する条例を制定、施行しておりますが、県の相談窓口の開設に当たり研修会なども実施させていただきました。

12ページに記載のとおり、人権侵害をテーマとした講演なども対応させていただいている現状でございます。

以上で、御説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

続きまして、資料5、法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率について、法務省、唐澤様から御発表をお願いいたします。

【唐澤氏】 法務省の人権擁護局参事官をしております唐澤でございます。

今回、いろいろ数値の情報を提供させていただいております。これらの資料は、総務省様のほうから、今回、事業者様のアカウントビリティー達成のため、研究会の議論に資するよう、ぜひとも数値を含めて資料を提供してもらいたいというお話をいただきまして、作成し、提出させていただいたものでございます。

それでは、まず今、画面に出しております、我々、人権擁護機関が取り組んでいますフローから御説明をさせていただきます。

我々、一般的には、まず人権相談を受けます。ここには数の記載が間に合わなかったのですが、速報、手計算で、平成30年1月から令和2年10月まで約3年弱で、合計相談件数にして約1万9,600件余り、2万件弱の相談をいただいているところでございます。御理解いただきたいのは、この相談全てが事件として立件されるわけではございません。矢印の下、人権侵犯事件として立件というところにも書かせていただいておりますが、相談から、実際、人権侵害の疑いがあるものとして立件された件数は5,223件でございます。

このような中から、我々は、右の矢印ですが、具体的なプロバイダ等への削除依頼の方法に関する助言を行って終えるパターンもあります。これを援助と呼んでおりますが、約2,500件余り。下のほうの矢印でございますが、御自身で削除することが困難といった事情等から、法務局において当該情報の違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除要請することを検討という段階がございます。左下の矢印ですが、その上で違法性ありと我々のほうで判断して、削除要請を実施したのが合計で1,203件。右側でございますが、侵害事実不明確であるとして削除をしなかったのが895件と、こういった割合になっております。

申し上げたいのは、我々、このようにしてきちんとスクリーニングをして、本当に厳密に検討の上、削除要請をさせていただいているといったものでございます。

続きまして、次のスライドに移っていただければと思います。実際、1,203件の内訳をここに書かせていただいております。下のほうにも注の※で書かせていただいておりますが、ここに挙げております件数というのは、あくまで我々がしております削除要請の件数でございます。

例えば、1人の被害者様がいらっしゃって、100件の投稿があるプロバイダに流された。その100件全てについて我々が削除要請をするといった場合、それはプロバイダ1件について1件の削除ということになります。何を申し上げたいかという、ここに書かれているのは投稿ベースではございませんで、あくまで削除要請の件数ベースでございます。100の投稿については1回の削除要請で1件と、このようなカウントになってございます。プロバイダ様におかれまして全て削除いただいた場合は全部削除、例えば100のうち50しか削除いただけなかった場合には一部削除として、整理をさせていただいております。

あとは、※にも書きましたが、この削除は我々が行う削除要請だけではなくて、被害者様自身であったり、あるいは地方公共団体による削除もありますし、投稿者による自主的な削除もございます。ここにある数字は、あくまで法務省の人権擁護機関への要請に対する対応、どの程度対応いただけたのかというような数値を挙げているものでございます。

時間の関係がありますので、次のスライドに移らせていただきます。次のスライドは、削除要請を類型に分けたものです。上の段、御覧いただきますと、私事性的画像、リベンジポルノとか、わいせつ画像が1番、2番、プライバシー侵害、3番目、名誉毀損と、こんな類型で分けて、それぞれのパーセンテージを出しております。5番の破産者情報というのは、破産者情報をインターネット上に公表していたものもございました。これについては、昨今、そのサイトが閉鎖されているという事情も把握できているところから、これ

については分けて数値を出ささせていただいたものでございます。6番目の識別情報と申しますのは、いわゆる部落問題とか同和問題に関するところでございます、特定の地域について部落であると指摘するような情報を掲げたものであります。これについては、特定個人の権利侵害とは少し別のものなので、あえてここでも分けて書かせていただいたものでございます。

下の段については、各事業者様、今の累計で分けてみるとどのような数値になるのかを縦軸と横軸で組み合わせて、お示した内容となっております。

法務省からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【宋戸座長】 ありがとうございました。

それでは、資料3から資料5について、10分程度で皆様から自由に御質問や御意見等をいただきたいと思っております。御質問、御意見のある方は、チャットでお知らせをいただければと思っております。

なお、冒頭に事務局から御説明がありましたとおり、資料5、法務省様御説明の資料につきましても、一部、構成員限りの情報が含まれております。先ほどの生員構成員の御質問にも関わりますが、事業者の皆様における御説明、あるいは、この数字についても、本来は私たち構成員のみにとどめるべきではなく、国民の皆様にお示しして、広く議論し、誹謗中傷の対策について考えてもらおうと、そのための資料として貴重なものと私は考えておりますが、現時点におきましては事業者の方との調整が整っていないということで、本日は構成員限りという扱いとさせていただきます。したがって、構成員の方々におかれましては、これらを参照して御議論いただく際に、マスクングのある具体的な情報についてはオープンとならないよう、御配慮の上で御質問をいただければと思っております。

それでは、どこからでも御自由にいただきたいと思っております。繰り返しになりますが、チャットで私にお知らせいただければ幸いです。いかがでしょうか。

それでは、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。まさに今の法務省さんの説明資料についてですが、先ほど来、御指摘ありますように、今、皆さんにオープンされているものについてですが、こういうことは積極的に公表していただく必要が必ずあると思っております。といいますのも、やはり政府として、こういった権利侵害、違法性の有無を判断して削除要請をするという

ことは、法律に基づくものでありますが、ある種の司法的作用というか、行政府から直接、削除要請のようなことがあるということで、表現の自由との関係でかなり重要性の高い、緊張感のあるものですので、公表していただく必要があるということです。

もう1つは、今回、構成員限りになっているものですが、これも公表していただくべきものであって、構成員限りにされるべきものではないと思います。そもそも、構成員限りにする理由がないです。これはオープンにすべきものです。もちろん、オープンデータという観点からもそうですし、このような表現行為と緊張関係にある削除要請、それに対するやり取りみたいなことなわけですから、これは必ず一般に公表していただくべきものとして、次回以降は対応をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【宋戸座長】 森構成員、ありがとうございました。今のは、御意見ということで承りました。

資料3から資料5について御質問等ございますでしょうか。

大谷構成員からは、法務省様の資料は22か月分のデータですねという御質問がチャットで来ていますが、この点、法務省様、いかがでしょうか。

【唐澤氏】 法務省の唐澤でございます。

御指摘ももっともでございます。もっと先まで出せればよかったんですが、何分、全国に法務局、地方法務局も含めてたくさんの局がある中で、順次、統計上というか、数値を出して集計した現状のものでございます。今後、また、いい情報がお示しできるように、努力をしてみたいと思っております。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

大谷構成員、よろしいでしょうか。

【大谷構成員】 大谷でございます。

どうもありがとうございます。年別、あるいは最近の傾向、それから数年前の傾向を比較検討できるような統計をお持ちであれば、今回に限らず、また情報公開される際にはぜひお示しいただければと思います。これはお願い事項でございます。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございました。

ほかに、御質問ございますでしょうか。資料3から資料5まで、よろしいでしょうか。もしあれば、この後、自由討議の中でいただこうかと思いますが。それでは、森構成員か

らいただいて、このラウンドを閉じたいと思います。

森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 本当は、最後の自由討議のところでお話ししようと思っていたんですが、フェイスブックさんが15時で御退出ということですので、フェイスブックさんに御質問方々ということで、先ほどの御説明に関してですが、よろしいでしょうか。

【宍戸座長】 もちろんです。よろしく申し上げます。

【森構成員】 ありがとうございます。

便宜上、合わせてツイッターさんに対しても御質問したいんですが、2点あります。

1つは、先ほど日本の数字を出せないということが生員構成員の御質問との関係でありまして、そのときにセキュリティーの理由によるのだというような御説明がそれぞれからあったような気がします。日本を出していただく数字というのは、当然のことながらサーバーがどこにあるかとか、そんなことではなくて、国内で削除要請がどのぐらいあって、理由がどのようなもので、削除をどのぐらいしたか。今回でいうと、ヤフーさんやLINEさんが示しておられるような数字ですので、セキュリティーとどういう関係があるのかということをお話していただければと思います。

それから、ツイッターさんからは、日本の数字を出すことを検討しているというお話がありました。前回も、透明性の確保が必要だということを研究会としてお伝えしていますので、もし検討していただいて、次回、出せるのであれば、それはそれで、この対話のフェーズでお待ちすることになると思いますが、無理だということもあると思うんです。それは、決して悪意で、意地悪で出さないということではなくて、「数字を出せと言っていますよ、いいですか？」と本国にお尋ねになったときに、出さなかったらどうなるのかというようなやり取りは当然あるわけで、出さなくてもどうもなりませんということだと、かえって説明に困るかもしれません。そういうことであれば、日本もEUのような法的な対応を検討するフェーズに入っているということがスムーズであると思いますので、ここで1回お待ちしていいかということ、ツイッターさんに関しては先ほど検討しているというお話があったと思いますので、フェイスブックさんについてもそうかということについてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

これは、フェイスブック様とツイッター様に順番にお答えいただくということでよろしいですね。

【森構成員】 はい、お願いします。

【宍戸座長】 それでは、まずフェイスブック様、お願いいたします。

【小俣氏】 フェイスブック、小俣でございます。

質問、ありがとうございます。まず、先ほど理由としてセキュリティーの問題があると申し上げました。これは、何と申しましょうか、私ども世界中に事務所を構えて、様々な所でコンテンツモデレーションの人員を配置しておると。もちろん国によって治安の状況が違いますし、日本は比較的治安が良いのかもしれませんが、場所を明かすことによって、例えば事務所に対して抗議が行われたり、そういうことが世界では起こり得るわけです。そういったことが起こりますと、そこで働く社員の安全が脅かされるということはありません。そうしたことを防ぐために所在地を、本件に関して言うと、コンテンツモデレーションを行っている人、レビュワーが働いている所は公開しないというのが社の方針であります。

もう1つ、御質問をいただきました。国別の数字を検討することはあるかということでしたが、今日、この場で行われた議論は社に持ち帰りたいと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ツイッター様、いかがでしょうか。

【服部氏】 フェイスブック、小俣さんの説明の補足になりますが、セキュリティーの観点でお出しできないというのは、あくまでモデレーションの体制について、どこの国に何人ぐらいいるかについてでありまして、国ごとの報告数ですとか、対象数が出せないというのはまた別の事情によりますので、こちらについては引き続き検討をぜひさせていただきたいと思いますので、どうかお待ちいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

森構成員、よろしいでしょうか。

【森構成員】 すみません。ツイッターさんはそれで結構ですが、フェイスブックさんはモデレーションの物理的な場所がセキュリティーだというお話で、私もそうだろうと思います。日本の治安がいいとか悪いとかではなくて、別に場所がどこかをお尋ねしたいということではなくて、今、ツイッターさんが言われましたように、国内で何を理由とするような申請が上がってきているのかとか、何件削除したかとか、そういう数です。別に、オフィスがどこかとか、誰がモデレーションされているかとか、サーバーがどこかとか、

そういうことではありません。そういうことであれば、セキュリティーに関係ないのではな
いかでしょうかという趣旨でお尋ねをしたということです。

【小俣氏】 すみません、質問を取り違えました。国別の削除対応件数等について公開
しにくい理由があるのかと、そういう御趣旨、質問でしょうか。

【森構成員】 セキュリティーのお話が少しあったと思ったので、もしそれが関係なけ
れば結構です。もう1つお尋ねしたいのは、理由のことではなくて、ツイッターさんは日
本の国別の数字をこれから検討すると言っていたらいるんですが、フェイスブックさ
んについてもそういうことは期待できるのか。それとも、次回までお待ちしても、やはり
今と変わらず日本の数字は非公表になるのかということについて教えていただけますか。

【小俣氏】 2つにお答えを分けたいと思います。

国別の数字を出しづらい、しにくい理由というのは2つありまして、1つは、利用者が
VPNを使っていると、どこから投稿したのかが分からない、どこの地域から投稿したも
のなのか特定しにくいということがあります。1の地域で発言したものが、2の地域で閲覧
され、3の地域で報告される場合、どこでどうカウントするのかという統計の難しさがご
ざいます。

また、回答の中でも申し上げたんですが、我々、コンテンツモデレーションの透明性を
図るために幾つかの指標を公開してございます。その一つとして、プリバレンス、どの程
度バッドコンテンツが表示されるか、こういった指標を重要視しております。これをはじ
き出すためにはある程度まとまりが必要と理解していただきたく、それをカントリー別に
出すと母数が集まらず正確な統計が取れないと、こういった制約がございます。

それを申し上げた上で、国別の数字が出せるかどうか、出すという件に関しては、今日、
ここであった議論を持ち帰って検討したいと思います。この場では、すみません、お答え
することはできません。申し訳ありません。

【森構成員】 もう1つよろしいですか。すみません。

今、VPNでみたいなお話がありましたが、それはほかのプラットフォームさんでも全く
同じ事象だろうと思いますし、別にジオグラフィカルにどこからということの問題にして
いるわけではなくて、日本語の投稿がどうかという話ですよね。日本語の投稿ですから、
恐らくそれは日本で、日本語の分かる方、日本人の方で対応していただくしかないだろう。
日本語ネイティブの方というのは日本人なので、英語圏と違って限られているので、そう
いう意味では非常に特定しやすいのではないかと。日本語でこうですよと言っていたけれ

ばいいので、それでお願いしたいということと、ヒアリングシートに日本以外の他国にはチームが存在するとお書きいただいていたので、日本にチームが存在するかということとは最後に教えていただきたいと思います。

それから、日本については持ち帰って検討するというので、お願いしたいと、お待ちしたいと思いますが、それは日本語でということですので、日本語での件数をお待ちしたいと思います。日本のチームがほかの国と同じように存在するかどうかということ、最後に教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

【小俣氏】 日本語でコンテンツモデレーションを行っている部隊はおります。それは、おりますというのが答えであります。

【森構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

この関連で、法務省、唐澤さんから御発言があるということですので、お願いできますでしょうか。

【唐澤氏】 ありがとうございます。手短に1点だけ。

私どもでも、各社様のコンプライアンス体制と申しますか、この事業に対してどのぐらいの人数とか、リソースをかけているのかを教えていただきたいと何回も申し上げているところでございます。例えば、金融機関もすごく大きな社会インフラだと思うんですが、金融機関は自分たちのIRのために、積極的にコンプライアンス体制を外に開示していると思っています。情報セキュリティの面は分かるんですが、工夫すれば出せるものは必ずあると思いますので、実際、こういうものに対してどんなリソースをかけているのかという体制については、できる限り御説明をお願いできればと思っております。

以上でございます。

【宍戸座長】 唐澤さん、ありがとうございました。

森構成員、さらにもうお願いいたします。

【森構成員】 ごめんなさい。1点、お尋ねするのを忘れてました。フェイスブックさんにチームがあるということで安心いたしました。人数も教えていただけてよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

【小俣氏】 フェイスブック、小俣です。ありがとうございます。

人数に関しては、すみません、手元に数字がありませんし、社として公表していないので、この場での説明はいたしかねます。すみません、御容赦ください。

【森構成員】 分かりました。では、次回、日本の数字をお持ちしますので、そのときに併せて公表いただくようお願いいたします。

【宍戸座長】 よろしいでしょうか。

それでは、これまでの質疑も踏まえてですが、自由討議を行いたいと思います。その前提として、事務局に資料6、誹謗中傷等に対する取組についてのフォローアップに関する主な視点のものをあらかじめ御用意いただいております。こちらについて、事務局から御説明をお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局、中川でございます。

資料6は、昨年の緊急提言に沿って整理したものでございます。もう見れば分かる内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。よろしくをお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ここに1ページ、2ページとあって、論点を少しはず整理していただいておりますが、ここからは、結局、30分延長させていただきまして、25分ぐらい、3時20分ぐらいをめぐりに自由討議とさせていただきます。どこからでも御発言、あるいは御質問を含めてですが、ある方はチャットでお知らせいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、新保座長代理、お願いいたします。

【新保座長代理】 新保です。よろしくお願いいたします。

私からは、少し項目が複数あって、長くなると恐縮ですので、端的に意見を述べさせていただきます。チャットのほうに、概要について先に送らせていただきました。5項目ございます。項目については、資料6の7.プラットフォーム事業者による削除等の対応の強化についての意見という形で述べさせていただきます。と思います。

今回、このヒアリングの資料を一通り拝見いたしまして、非常に各社の取組が、様々な取組がなされているということで、非常に感銘を受けました。

私から発言の趣旨は1件ですが、やはり今後、AIをどこまで活用できるのかということについて、この研究会で検討をどこまでできるのか。といいますのも、例えば欧州委員会のデジタルサービスアクトのように、プラットフォーム事業者における責務をかなり体系的に、欧州はこういう形で常に立法を試みるわけでありますが、我が国においても、もう既に総務省のAI開発ガイドライン及び利活用ガイドラインは、かなり諸外国に先行してAIの活用に係る一定の基準を示していると考えられます。

この点について、私のほうから5項目、AIを用いて、特に深層学習を用いた自然言語処

理モデルは、誹謗中傷の情報や行為の対応についてどこまで活用できるのかということだけでなく、もう既に活用されているということが今回のヒアリングの結果からも非常によく分かりましたので、次の段階に進むべきではないか。対応と対策の体系化と情報共有の必要性、可能性と書きましたが、以下、1つずつこの項目について、どういう趣旨で私が問題意識を考えているかということについてであります。

1つ目は、不適切な投稿の検知に自動検知技術を利用するということについては、本日のヒアリングの結果、もう既に用いないという選択肢はないだろう。一方で、諸外国の状況を見ると、DSAを含めて、欧州委員会の取組を含めて、欧州委員会のヒアリングの議事録を見ても明確にAIの活用と書いてありますので、そうするとAIをどこまで活用できるのかということにかかってくる。ところが、欧州のDSAの討議を見ても、意外なことに我が国で既に議論しているような倫理的な面であるとか、開発、利活用における原則の活用というところについてまでは、私の詳細な資料の読み込みが足りないのかもしれませんが、この点についてはまだ十分に議論されていない様子であります。

つまり、こういった規制は欧州がかなり先行するという状況がある一方で、我が国が先行している部分について、どのように国際的に生かしていくのかということを考えるべきではないか。そうすると、総務省のAI開発ガイドライン及びAI利活用ガイドラインについては既にならかなり精緻な検討を行っておりますから、これを今回のプラットフォーム事業者の取組におけるAIの活用においても生かすべきではないかというのが1つ目。

2つ目は、コンテンツモデレーション、不適切な投稿の抑止について、投稿制限から警告、非表示、再考、再検討と最近は非常にいろいろな仕組みがある。今回のヒアリングでも、各社かなり工夫をされて、前回の緊急提言で創意工夫と書かれていたことを、そのまま創意工夫して対応されているという状況があるわけであります。ところが、各社、やはり取組が多種多様というか、取組が異なるという側面があるかと思えます。そうすると、機能とか仕組みについて情報共有することが、今後、非常に有意義ではないか。

少し恐縮ですが、私、車好きなので車に例えると、良いかどうか分からないですが、この問題を考えるときに車のシートベルトを思いついたんです。どういうことかということ、1959年にボルボという会社が世界で初めて3点式シートベルトの実用化に成功したわけですが、その後、特許を無償公開しました。その趣旨は、安全技術の普及を目的としたものであります。今回、御参加いただいているヒアリング対象の各事業者の方々も、プラットフォーム事業者も、やはり安全、安心が事業を継続する上で不可欠な要素と考えられるわ

けであります。そうすると、コンテンツオペレーションに係る不適正な投稿監視といったものについて、安全、安心技術の普及を目的として情報共有するということはどうだろうか。

ただ、もう1つ留意点としては、これらの仕組みは表現活動を効果的に抑制するための両用性、つまりデュアルユースの問題がございますので、一般にそのような仕組みを公開するということではなくて、このプラットフォーム研究会のように行政が主導した関係事業者間における情報共有といった形で、過去のシートベルトの特許無償公開、安全技術の普及目的という趣旨に照らしても、そういうことができるのではないかと。

3つ目、投稿削除の自動化というものは、もう人的作業で、AIを用いないでやるということはほぼ不可能だろう。不可能だろうというか、もう不可能だと思います。ところで、GDPRの規則の第22条の例を見ると、プロファイリング自体ではなくて、プロファイリング等の自動処理に基づく自動意思決定についての制限をしているわけであります。今回の各社のヒアリングから、人的手段を投稿削除の実効性担保の際に用いているという観点からすると、GDPR第22条の自動処理に基づく自動意思決定は回避していると考えられるわけですが、今後、完全な自動処理を導入することの可否について検討したときにこの点はどうか。

これは4番目に関係してくる部分でありまして、投稿削除の判断を自律システムによる人的判断への自律的支援と、少しまどろっこしい言い方ですが、AIなどの自律システムを人的判断するときの自律的支援として、つまり事業者の判断に関する自己決定の支援として使うことがどこまでできるのか。従来から、削除基準とか、削除判断の困難さというのは非常に大変な状況であると。事業者側の判断については、やはり人的判断にどこまで自律的支援ができるのかということが4番目です。

最後に、5番目は、情報共有の可能性であります。本日のヒアリングの内容を拝見して、この点、特に思いを強くしたんですが、不適切投稿に係る各種データの共有は可能なのかどうか。さらに削除基準の共有ですよね。つまり、学習済みモデルですが、学習済みモデルを共有することによって、今までこういった取組については各社、多種多様、ある意味で別々、ばらばらな対応を行ってきたことについて、プラットフォーム事業者による削除の対応強化に当たっては、この学習済みモデルの共有などを踏まえて、AIを用いた自動検知を生かすことができるのではないかとということであります。

以上5点、少し駆け足ですが、今後の検討、議論の端緒としても、この点について意見

を述べさせていただきました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 新保座長代理、貴重な御意見、ありがとうございます。

フェイスブック様が3時で退出されましたので、今後、フェイスブック様に御質問等がある場合には事務局を通じていただければと思います。

その関係で、私のほうからあらかじめ、本日、御欠席の山口構成員からいただいている問題提起と、お残りであればグーグル様、ツイッター様にお伺いしたい点がありますので、御紹介させていただきます。

欧州委員会のデジタルサービスアクト規則案第26条のいわゆるリスク評価では、システムックリスクとして、表現の自由や選挙過程にも関わる広範な事項に関するリスクの特定、分析評価が求められています。これに即応するリスク評価が日本で法的義務として定められることが仮にあった場合、その対象となる事業者の方々は、日本で具体的にどのような情報提供を予定され、かつ、そこでの最大の問題は何かということについて率直な御意見をお伺いしたい。これが山口構成員の御質問でございます。

これについて、フェイスブックはお残りでないと思いますので、グーグルさんとツイッターさんのほうから、デジタルサービスアクトとの関係で何かお考えがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

まず、グーグル様、いかがでしょうか。もし難しいようであれば、後でこちらから整理して御質問をお送りすることにしたいと思います。

【Jean-jacques Sahel氏】 ありがとうございます。

いただいた御質問に関しては、後ほど詳細に、より多くの情報を持ってお答えできればと思うんですが、この場を借りまして、AI全般に対して弊社の考えも共有させていただければと思います。

私どもの発表でも申し上げましたとおり、弊社におきましてもAIと人によるレビューの組合せを利用しております。御存じのとおり、弊社はAIの最大のサポーター的な立場を担っております。といいますのも、今後、AIはさらなる多くの可能性があると感じて見ているからです。それに加えて、機械学習というものも、日々、向上しております。ネット上での悪質な行為が、それが投稿されてオンライン上で人々に害を与える前に検知できるところまで、その機能は向上しております。

その技術、テクノロジーは、さらに改善していく必要があるとも考えております。なぜなら、AIというのは機器、機械です。ですから、例えばニュアンスが重要になってくる事

柄に関して、例えばヘイトスピーチであったり、ハラスメントの可能性があり、果たしてその内容が違法なのか、そうではないのか、本当に境界線があるような内容のものに関しては、やはり人の判断が必要になってくるかと思えます。といいますのも、決して人権を傷つけるような判断も下せないですし、人に害を与えるような判断は避けたいと考えるからです。やはり重要なのは、AIはまだ文脈、脈絡を完全に正しく理解するには苦勞している段階ということであります。ですから、例えばあるコンテンツがオンライン上に投稿された際、その内容が学習的なものなのか、ドキュメントなのか、あるいは芸術なのか、それとも悪質な行為の内容なのかを見極めるには、やはりまだ人の目が必要と考えています。

最後になりますが、DSAとEUに関して一言申し上げたいと思います。

御存じのとおり、私はヨーロッパ人であります。ただ、私が思いますには、果たしてヨーロッパにおいてイノベーションは進んでいるかと考えますと、最近ではレギュレーション、規制のほうが多くて、イノベーションのほうは少ないというような印象を私は受けます。日本はAIの分野においては一歩先んじているわけでありますので、この研究会におきましても、さらにAIに関して研究、議論を重ね、今後、さらに倫理的にAIを活用していくのか。そして、協働、協力した形でどのようにAIを活用していくかということを議論していけば、非常に役立つ事柄にたどり着くのではないかと考えております。

DSAに関しても、3年、4年先のこと、その間にさらなる議論がされるものと認識しています。ですから、私の意見としては、決してEUで行われていることを見るだけではなく、私たちの間で討議をして、何かを見いだしていくことも重要ではないかと考えます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。誹謗中傷との関係でのAIの利用可能性と、その課題、それからDSA、デジタルサービスアクトとの関係についても御意見をありがとうございました。この場での議論の参考にします。

質問は、追って事務局からお送りすることとさせていただきます。

同じことは、フェイスブック、それからツイッター様にも、後でメール等で事務局からお伺いしたいと思います。

生員構成員のほうから御発言希望ですので、お願いできますか。

【生員構成員】 ありがとうございます。

1点質問と、1点コメントをさせていただきたいと思えます。

1点目は、新保座長代理のお話とも関わるかと思うんですが、これは本当はフェイスブ

ックさんにもお伺いしたかったんですが、今、いらっしゃるツイッターさんに対してです。先ほど事務局からお示しいただいた、誹謗中傷等に対する取組についてのフォローアップに関する主な視点の1ページ目、これはいずれも重要で、様々なお取組を進めていただいているところかと思うんですが、やはりこの議論のきっかけになった直近の事件との関連でも、7.の事業者による取組の中で、削除だけではなく、この3ポツ目、PF事業者の創意工夫による何らかの仕組みの導入、この点が特に重要かと感じております。

そういう中で、括弧内に書いていただいている再検討を設ける機会ですとか、ユーザーの選択に応じたフィルタリング機能などについては、お取組も御紹介いただいたと思うんですが、特に難しいところだと思うんですが、一定の短期間内に大量の誹謗中傷が集まった場合に自動的に検知を行い、一時的に非表示にする機能などというところに関して、もし何か今、関連するお取組があれば教えていただきたい。特に、今後、創意工夫という意味でも重要な点かと思いますので、これが質問でございます。

併せて、全く別の意見もさせていただきますと、今回、特にこうしたヒアリングという形でさせていただいて、すごく有益なことを教えていただいていることは、プラットフォームの方々にも御礼を申し上げたいと個人的にも思っているところです。

それで、こういった研究会として、自主的にこうした取組をしていただくことが望ましい、必要だということを、フェイクニュースですとか誹謗中傷等に関して行って、示して、実際にお取組いただいているという中で、例えばヨーロッパですと、方向性を示した後に各社様として実際にどういうお取組をしていただいている、それに対するある種のエバリュエーションというところを含めて、かなり詳細なレポートを出すということを、これまで特にディスインフォメーション等の文脈でしてきたところだと認識しています。

これは、本当にあくまで一つの個人的な提案というか、希望という程度ですが、やはり今回、こうしていただいている現状に、各社様、非常に取組の際のレベルというところを含めて違いがあると言ったときに、先ほど新保座長代理がAIに関しておっしゃっていたような、ベストプラクティスの共有をしていただけるといいのではないかと。

あるいは、先ほど森構成員、唐沢様からあったところは、僕も完全に賛成です。もちろん、具体的な場所ですとか、誰かですとか、そういうことは全然必要ないわけであって、まさしくどういうリソースをかけて、そして、どういうアルゴリズムなのかということも含めて、もっとしっかりとこういう情報を出していただけると、先ほどサヘルさんがおっしゃったような意味において、こういう政策の検討であるとか、こういう民間の対策に

資するのではないか、まさにそういう情報が様々な形であり得るのだと思います。

やはりそうしたプラットフォームのそれぞれの多様性に応じて、もう一步踏み込んだレコメンデーションですとか、対話の糸口としてもこういう情報を出して頂きたいとか、あるいはもっと取り組んでいただきたいことですか、そういったことをこういった場所でまとめていくというのは、もしかするとすごく意味があることではないか。これもヨーロッパばかり見ているようですが、こういったソフトロー的な取組としても、あるいは、その先に例えば立法をすることも、こういうことであれば無理がないんだ、こういうことは純粋に自主的な取組ではやはりどうしても難しいところがある、そういうところが見えてくる上でも非常に重要な手がかりになってくると感じています。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

時間の関係上、御質問の部分は、後でメールで事務局を通じてやり取りさせていただきたいと思います。

御発言ということで、森構成員、山本構成員の順番にお願いしたいと思います。

まず、森構成員、いかがでしょうか。

【森構成員】 ありがとうございます。手短かに。

EUの規制のことが、DSAのことが先ほどから言及されていますので、1点申し上げます。事務局の参考資料5で御紹介いただいています、透明性の確保について法的義務を課するという提案があります。やはりGoogleさんから御指摘のあったように、何でもかんでもEUについていくというわけではもちろんなくて、特にイノベーションの観点から、また表現の自由、プラットフォーム自身表現の自由の観点からも、何かプラットフォームに関する固有の表現の中身についての議論、モデレーションそのものについての義務を課する、削除義務、あるいは報告義務というものがフランスで問題になっていましたが、そういうことをするのは我々にとっては、日本人にとっては非常に抵抗のあることです。

なので、プラットフォームに中立公正を求めるとか、何か報告を求めるとか、それでいいと思っている人はあまりいない。もしかしたら、そんなことはないかもしれませんが、あまりいないような気がするんです。その代わりに、やはり我々は透明性は確保していただかないといけないと思っていて、そうしないとプラットフォームの特徴が分からないので、プラットフォームのユーザーがプラットフォームを選ばない。ユーザーがプラットフォームを選べるというのは、やや楽観的というかナイーブかもしれませんが、仮に選べないと

しても、自分が表現の場として使っているプラットフォームの特性が分からなければ、安全にプラットフォームで表現をすることができない。プラットフォームの姿、形が分からなければ、自分の表現の許される姿、形も分からないということになりますので、プラットフォームによる透明性の確保というのは、ある種の生命線であろうかと思えます。

その部分に対話でというのが前回、今回であったわけですが、十分な透明性についての情報をいただいたプラットフォームがある一方で、ほとんどゼロ回答に近いところもありましたので、その意味では対話の限界というものを感じるころであったかと思えます。つまり、何でもかんでもEUについていくというわけではなくて、その純然たる対話に限界があることが分かったという限度で、DSAを参照して新たな法制度を検討するフェーズに入ってきたかと。それは、次回の透明性に関する事業者さんの御報告とも関わるのですが、そういうフェーズに入ってきたかと思えます。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、山本構成員、お願いできますでしょうか。

【山本構成員】 ありがとうございます。では、手短に。1つコメントで、1つ質問です。

コメントは、特に今回、ヒアリングに御参加いただいている海外2事業者の方々ですが、実際、日本の言論環境にどれぐらい関心を持たれているのか、日本における誹謗中傷の問題にどれぐらい関心があるのか、どれぐらい真剣に取り組んでいるのか、やはり少しまだ見えないところがあったと思えました。ですから、実際にちゃんと日本の言論環境にも関心があって真剣に取り組んでいるのかもしれないし、あるいは、そうではないかもしれない。そこがやはりまだ、今日のいただいている情報だと評価しづらいところもあるかと感じました。ですから、今後、さらなる透明性の確保のためにどういったことが必要なのかということについて、しっかり考えていく必要があるかと思えました。

もう1つは、どういう事案について悩んだのか、非常にボーダーな事案ですね。こういうことについて削除するか否かについて悩んだ、結局、削除した、あるいははしないといった事案についても、プライバシー等の関係で問題ない限り具体的に透明化していくということも、やはり検討する上では重要かと感じたところです。

質問ですが、今回、申告があったり、削除の要請があったときに対応する人たち、スタッフというんですか、そういった人たちへの研修や教育というのはどれぐらいをやられて

いるのか。これは、やはり表現の自由と人権との非常に微妙なバランスを考えなければいけないので、かなり高度な専門知識なり、思考が必要かと思いますが、そういったトレーニングが実際どういう形で行われているのか、可能な限りで教えていただければと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

御質問にわたる部分は、先ほど申し上げましたように、事務局を通じてお送りさせていただきたいと思います。

時間の関係上、意見交換はここまでとさせていただきたいと思いますが、私からも一言申し上げます。

まず今回、5事業者、それから2団体におかれましては、ヒアリングに応じていただき、また、違法・有害情報センター、それから法務省様におかれましても、貴重なインプットをいただき、ありがとうございました。

既に、御発言がるるあったところですが、プラットフォーム事業者の方々の中でも、この場で貴重な情報を開示していただいているところ、あるいは、それが難しいところ、また、この問題についての哲学、取組についても御説明いただけているところと、そうでないところの線引きが、本日、残念ながら明らかになっている部分があると思います。今後、誹謗中傷だけではなくて、偽情報対策についてのフォローアップも控えておりますが、関係の方々には引き続き御協力をお願いすると同時に、対話の限界がある場合についても、今後、この場で議論をしていくこととさせていただかざるを得ないかと、本日、思ったところであります。

今日の質疑応答は、ここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

まだまだ少しお時間をいただきまして、その他事項がございます。事務局から、資料7、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに係るワーキンググループ開催要綱案、及び資料8、親会、プラットフォームサービスに関する研究会開催要綱について御説明をお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課長の小川でございます。

資料7、御覧ください。プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループにつきまして、本研究会の下に置かせていただいて、プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保に向けて、最新の動向を踏まえて御検

討いただくということでございます。こちらにつきましては、本研究会で昨年2月の取りまとめのときにも利用者情報の適切な取扱いの確保が論点になっておりまして、昨年11月に利用者情報の適切な取扱いの確保に向けての検討課題を御議論いただきまして、また、昨年12月、第22回でもヒアリングを行って、構成員の方々に多数の御意見、論点をお示しいただいたもので、こちらについてワーキングで検討するというところでございます。

検討事項といたしましては、3のところでございます。(1) スマートフォンやタブレットなどの通信端末の位置情報、ウェブ上の行動履歴、端末IDやクッキーなどの端末識別情報等の取扱いの実態把握、課題検討、(2) 電気通信事業者、プラットフォーム事業者などの関係事業者及び関係団体等による取組の実態把握及び検討課題、(3) これらを踏まえた利用者情報の取扱いの在り方の検討、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、位置情報プライバシーレポート、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブなどの指針等の見直しの検討という内容でございます。

こちらにつきましては、本日お認めいただきましたら、3月より開催をしていきまして、電気通信事業者、プラットフォーム事業者、業界団体などからのヒアリングを行いつつ、随時、この親会のほうに御報告し、また、6月頃までに中間的な論点整理をした上で親会に御報告していくといったような内容が想定されます。

オブザーバーとしては個人情報保護委員会となっております、構成員は後ろのページのところでございます。また、内閣官房のデジタル市場戦略本部などを含め、関係省庁とも連携をしてみたいと思っております。

資料8は、先ほど宍戸座長からも御説明がありましたが、親会の構成員に山本龍彦先生に新たに加わっていただくという内容でございます。

以上でございます。

【宍戸座長】 小川課長、ありがとうございました。

今、資料7で事務局から御説明のありましたワーキンググループの設置について、お認めいただきますでしょうか。御異議ないものと承知いたします。では、ワーキンググループを設置し、利用者情報の取扱いについて議論を深めることとさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、最後に資料9、改正通信事業法の施行に向けた準備について、事務局から御報告があるということですので、お願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の小川でございます。資料9に基づきまして、ご

く簡単に御説明をさせていただきます。

資料9の1ページ目を御覧ください。以前、御相談、御報告をさせていただいておりました、改正電気通信事業法改正に伴う通信の秘密関係の準備状況でございますが、こちらにつきまして意見募集を行った結果、12月5日から今年の1月8日までということで13件、こちらにあります企業及び団体から意見をいただいております。

主な御意見といたしましては、通信の秘密に係る規律が国内外事業者にとく適用されることに賛成する、指針や参照文書の作成を歓迎するといったような御意見もいただいております。また、外国法人への周知期間が必要である、業務改善命令の法執行は施行より後とすべきというような御意見もいただいております。

こちらの御意見の関連でございますが、パワーポイントの6ページを御覧ください。執行指針のところに※で書かせていただいておりますが、改正電気通信事業法につきましては令和3年4月1日施行を予定しております。新たに電気通信事業法の適用対象となる事業者について、追加的なシステム改修などの対応が必要となる場合も考えられるということで、法の運用、特に業務改善命令などにつきましては、合理的な範囲において、そうした状況についても適切に勘案するという注釈をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

その他、事務局から今後の進め方について連絡事項があればお願いしますが、その前に、本日の質疑の中で何度か申し上げたことですが、今日、プレゼンテーションいただきました事業者、事業者団体の皆様方などへの御質問がある場合には、事務局に追ってメールをいただければと思います。本日、さばき切れなかった御質問と併せた上でお送りして、御回答をいただくという手続を取りたいと思います。

それでは、その他の連絡事項があれば、お願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 消費者行政第二課長の小川でございます。

本日は、非常に多くの議事につきまして、構成員の皆様方、またプレゼンテーションをいただいた事業者の皆様方を含めまして、精力的な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。このプラットフォーム研究会におきましては、今後、最新の海外動向や制度に関する有識者ヒアリング、フェイクニュース対策のフォローアップなども行ってまいりたいと思っております。また、利用者情報の取扱いの関係につきましては、先ほどお認めいただきましたワーキンググループでの検討を進めていただくこととなりますが、検

討状況につきましてはこの場で御報告をさせていただく予定でございます。

次回会合につきましては、別途、事務局から御案内をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

これにて、本日の議事は全て終了となります。

以上で、プラットフォームサービスに関する研究会、第23回会合を終了とさせていただきます。本日は、皆様お忙しい中、御出席、御参加いただきまして、誠にありがとうございました。これで閉会といたします。